

香芝市新生児聴覚検査の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新生児の聴覚に関する異常の早期発見と早期支援を図るため、新生児聴覚検査を実施し、又は新生児聴覚検査に要する費用を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 新生児聴覚検査を受けることができる者は、香芝市に住所を有する乳児であって、生後1月以内（長期の入院が必要である場合その他の特別な配慮が必要な場合にあつては、生後6月以内）の乳児とする。

(実施医療機関)

第3条 新生児聴覚検査は、委託医療機関等（市が新生児聴覚検査の実施について委託した医療機関又は助産所をいう。以下同じ。）において実施する。

(新生児聴覚検査の内容)

第4条 実施する新生児聴覚検査は、保険診療でない自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）又は耳音響放射検査（OAE）であつて、初回の検査とする。

(受診券の交付)

第5条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出があつたとき、又は同法第16条第1項の規定による母子健康手帳の交付を受けた妊婦が市内に転入したときは、新生児聴覚検査同意書兼受診券（以下「受診券」という。）を交付するものとする。

(受診方法等)

第6条 新生児聴覚検査を受診しようとする乳児の保護者は、受診する委託医療機関等に受診券を提出するものとする。

2 新生児聴覚検査の受診に要する費用は、市が支払う。ただし、新生児聴覚検査の受診に要する費用の額が、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超える場合は、市は、当該各号に掲げる額を支払うものとする。

(1) 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR） 4,000円

(2) 耳音響放射検査（OAE） 1,500円

3 前項ただし書の場合において、新生児聴覚検査を受診した乳児の保護者は、新生児聴覚検査の受診に要した費用の額から同項各号に掲げる額を差し引いた額を、委託医療機関等に支払わなければならない。

(費用の支給)

第7条 第2条に規定する者が第4条に規定する新生児聴覚検査を受診した場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、当該新生児聴

覚検査に要した費用を支給する。

(1) 委託医療機関等以外の医療機関等において受診した場合

(2) 第5条の規定による受診券の交付を受けていない場合

2 支給する額は、新生児聴覚検査の受診に要した費用の額（当該額が第6条第2項各号に掲げる額を超える場合は、同項各号に掲げる額）とする。

（支給の手続）

第8条 前条の規定による新生児聴覚検査に要した費用の支給を受けようとする乳児の保護者は、香芝市新生児聴覚検査費請求書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 受診券（前条第1項第2号の場合を除く。）

(2) 受診券に医師による結果の記載がない場合及び前条第1項第2号に掲げる場合にあつては、新生児聴覚検査の受診日及びその結果の記載がある母子健康手帳（新生児聴覚検査の受診日及びその結果の記載がある部分及び出生届出済証明の部分に限る。）の写し

(3) 新生児聴覚検査を受けた医療機関等が発行した領収書又は支払額等が確認できる書類の写し

2 前項の規定による請求は、新生児聴覚検査を受けた日から起算して1年以内に行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該申請をした者の指定する口座に必要と認める額を支払うものとする。

（返還等）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により新生児聴覚検査を受診し、又は新生児聴覚検査に要する費用の支給を受けた者がいるときは、新生児聴覚検査に要した費用の額又は支給した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に出生した乳児に対する新生児聴覚検査について適用する。